

石川県公報

平成30年12月19日（水曜日）

号 外

（第 87 号）

目 次

告 示
○洪水浸水想定区域の指定の変更

（河 川 課） 1

告 示

石川県告示第521号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項の規定により、洪水浸水想定区域の指定を次のとおり変更した。

平成30年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

南加賀土木総合事務所管内

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
新堀川水系新堀川	次の図のとおり
新堀川水系動橋川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

